

令和3年第12回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和3年11月18日 午後3時開会
午後4時30分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 金城 弘昌	委 員 照屋 尚子	委 員 上原 勝晴
委 員 山里 清	委 員 藏根 美智子	委 員 小濱 守安

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	佐次田 薫	教育指導統括監	半嶺 満
参 事	山城 英昭	参 事	宇江城 詮
参事兼総務課長	屋宜 宣秀	教育支援課長	大城 勇人
施 設 課 長	平良 長弘	学校人事課長	安里 克也
県立学校教育課長	玉城 学	義務教育課長	目取真 康司
保健体育課長	城間 敏生	生涯学習振興課長	大宜見 勝美
文化財課長	諸見 友重	学校人事課 服務・選考試験班長	東 哲宏

4 議事関係

(1) 開会

金城教育長が開会を宣告した。

(2) 議事日程の決定

議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和3年第11回議事録の承認

全会一致で、令和3年第11回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

金城教育長が、上原委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1 令和3年第8回沖縄県議会（9月定例会）における質問（質疑）・答弁等概要報告

【説明（総務課長）】

資料に基づき、令和3年第8回沖縄県議会（9月定例会）における質問（質疑）・答弁等概要報告について報告を行った。

【質疑等】

- 藏根委員 資料1ページの「オンライン授業の状況及び学習の成果や課題について」ですが、今日の琉球新報と沖縄タイムスには、生きた教材として新聞の記事を英作文にすることや社会科の授業で防災関連について学んだというNIEフォーラムの記事が大きく載っていて、今言われている主体的な学びや対話的な学びに直結していると感じました。また、最近は新聞感想文を書かせるという授業を5時間程度実施しましたが、子ども達が文章を書くときにタブレットを使用して、その場ですぐに調べ学習に入るところを見て、本当に子ども達の授業が変わったと感じました。小学校一年生の国語の授業で、タブレットに表示された場面を繋げなさいと先生が問題を出し、子ども達は表示された場面を繋げて先生に送り、先生が全員の回答を把握するというICTを活用した授業を目の当たりにして、私達の若い頃と比べると授業が大きく変わっていると感じました。オンライン授業の取組状況については、臨時休校や分散登校等の実施期間中に小中学校の約8割、県立高校においては約9割、特別支援学校においては約6割が取り組んでいるとの答弁がなされています。確認ですが、小学校の約8割や県立高校の約9割については、オンライン授業がすぐにできる状況なのか教えて下さい。
- 県立学校教育課長 県立高校では約9割が休校や分散登校実施期間中にオンラインを活用して授業を行ったところですが、全ての教科や科目に対応できたということではなく、一部の教科においてオンデマンドで対応したり、双方向で繋いだり等オンライン対応をした科目が一部でもある場合にカウントしており、対応していない科目もある状況ではありますが、コロナ禍にあって学校がかなりICTを活用した授業にシフトしていっているという状況です。また、オンラインを活用した授業が苦手な先生方もいますので、研修会やチームで共同して教材作成を行うことにしっかりと取り組むことを促しているところであります。今後はこのような取組みも進んでいくと思いますので県立学校教育課としても支援していきたいと考えています。
- 義務教育課長 小中学校に関しては、調査した結果約8割が何らかの形でオンライン対策に取り組んでおり、その内容については学校によって違いはありますが、共通しているのは何らかの形で子ども達と繋がろうとして関わってきたことだと思います。委員がおっしゃるように休校が終わって授業が改善して質が高まっているということは私達も実感しております。端末を一人一台持つことがこんなに授業にインパクトを与えるのかを感じています。加えて日常で使われることによって理解が進み、今後

休校等が発生する際には、前回と比較にならない程度子ども達と繋がる環境が充実していくのではないかと考えております。しかし繋がるだけではなく、繋がった中でどのように質の高い授業を確保していくのかということは今後も研究していく必要がある課題であり、例えば低学年では 45 分間タブレットに向かい続けることができなかつたとか、途中で席を離れてしまった子がいたということもあるので、結果研究を進めていかなければならないと思いますが、授業の質は向上してきているのではないかと考えているところです。

○ 藏根委員 私が見たオンライン授業を受けている一年生は本当に静かですが、席を離れるのは問題を解き終わって飽きてている状況です。ルールを決めないとタブレットで遊び始めてしまう。その遊びが、操作することが次のステップになることもあります。約束を守らない場合には、先生がタブレットを取り上げるようなルール作りを頑張っている状況です。私が先生方と話していると、先生方は校内研の中でこういうことを既に学んでいると感じました。今は新型コロナウイルスの感染がゼロですが、今後第6波やその次の流行が発生しどのように休校になるか予測困難な時代にあって、休校を想定して外国のようにすぐにオンライン授業に切り替えられる態勢を整えていくことがとても重要です。担当課は教育支援課だと思いますが、日本は通信環境や Wi-Fi の環境が十分ではないということを学校現場からよく聞きますので、通信環境整備についてはずっと国に訴えて予算を獲得できるように取り組んでいただきたいと思います。日本の教育は基本的な中身は優れていて、通信環境が整って外国のようにオンライン授業がスムーズに行えるようになるとグローバルで素晴らしい教育環境だと思いますので、その実現に向けてがんばっていきましょう。

○ 照屋委員 2点確認したいことがあります。1点目は藏根委員と関連するかもしれません、県議会9月定例会では新型コロナウイルスについての質問が多く出ており、その中で自宅でのオンライン学習等を授業日数としてカウントすることはできない状況と答弁されています。また感染の不安等によりやむを得ず登校できない児童生徒に対して欠席扱いとはせず、学習の遅れが生じないようにオンライン等を活用した学習支援に努めているとも答弁をされています。この扱いについてですが、授業日数にはカウントできないがオンラインを活用した学習支援に努めているということがよくわからないので教えて下さい。2点目は、県立学校教育課や義務教育課からもオンライン授業にシフトして授業の質が高まっているという説明がありましたが、コロナ以外の例えば不適応で教室に入れないとか別室登校になったとか不登校になったという児童生徒に対して、学習保障という観点からオンラインを活用した好事例があれば教えて下さい。

○ 義務教育課長 先程のオンラインによる授業の出席扱い等については、文科省のガイドラインに従って進めているところです。文科省のガイドラインによると、学校教育は教師から児童生徒への対面指導により生徒に対する直接の関わり合い等を通して行われるものと捉えており、現状では自宅のオンライン学習等について授業日数や出席とすることはできないという見解を文科省が示しております。出席扱いにならない

一方で欠席扱いにもならないという点で、進学等に不利益になることはないということと、それによって不利益を被るようなことがないよう細かに対応するようにという文科省からの通知もあります。学習評価については、オンラインで学習をしていても児童生徒がそこで適切に学習していて、それによって評価ができるということであれば、その評価は取り上げてよいという事も通知で示されており、都道府県の要望等を受けて文科省の考えが今後どのように変わっていくのか少し不透明な状況ではありますが、今の所そのような対応になっております。出席できない子ども達に対してはオンラインで対応できるよう可能な限り努めてほしいと学校には求めているところです。また、不登校の子ども達へのオンラインの対応については、3ヶ月間に1回程度の調査を行っているところですが、現時点では4分の1程度が何らかの形で不登校の子ども達とオンラインで関わっている状況です。例えば、学校に来ることができなければ教育相談や年に何回かの進路相談をオンラインで面談しますし、高校の生徒に対しては受けられる授業だけ受けてほしいということを説明して授業時間を伝え、その時間だけオンラインで繋いで授業を行うこともしております。しかし、中にはオンラインですら繋がりたくないという子もいますので、そのような場合であっても健康状態だけは把握するためにオンラインで健康状況の把握を行い、その際には「どんな勉強した?」と声かけしたりするという繋がりを持っています。他には運動会や文化祭等の行事の様子をアルバムとして不登校の子ども達にも同時に配信する等、一体感を醸し出すような様々な取組みが現在進んできております。いろいろな課題はあると思いますが、工夫して進めていくことができるよう私達も支援をしていきたいと思っております。

- 県立学校教育課 県立高校においても不登校、出席停止、コロナの影響で出席できない生徒に対してはオンラインを活用する等、学習の保障を行うように我々からもお願いしております、学校現場で実際に対応している状況です。現在はコロナも落ち着いており、コロナの影響で出席できない生徒もほとんどないと聞いております。
- 照屋委員 やはり不登校の子でも繋がっているということが大切だと思います。周りの大人の何気ない一言でその子の人生に大きな影響を与えて変わっていくこともあると思いますし、G I G Aスクールなどでオンラインがこのように普及してきていますので、何らかの形で繋がれたらいいなと思います。もう1点お聞きしたいのが幼児教育についてです。資料2ページ(26)の「本県における幼児教育・保育の取組について」の中で幼児教育保育施設等、小学校との連携体制の構築に取り組んでいると答弁をされていますが、コロナ禍で大変な状況にあってもスタートカリキュラムを全ての小学校で取り組んでいるのか教えて下さい。また公開保育をしている就学前の施設の好事例や、幼稚園、認定こども園、保育所と小学校との交流事業等に関する好事例があれば教えて下さい。
- 義務教育課長 スタートカリキュラムについては全ての小学校で作成しておりますが、その中身や質については今後も支援して内容を充実させていく必要があると感じています。課題としては幼児教育施設と小学校の先生方が一緒にスタートカリキュラ

ムを作っていく、4月の小学校一年生のカリキュラムを生活科に重きを置くなど、もう少し大胆に変えていく必要があると感じていますが、全ての学校でカリキュラムの作成と実施はされている状況です。そして公開保育についてはコロナ禍において定期的に実施できなかった部分もありますが、初任者研修や10年研修等の法定研修でその園のみならず近くの園を見に行くことがあります。また市町村によっては、ローテーションを組みながら全ての園が園内研修を充実できるように研究園を指定して公開保育を行なっていることがあります。県教育委員会では文科省と連携して教育課程研究協議会を各地区ローテーションで行なっており、その際はオンラインを含めていろいろな方々に公開を行っているところです。コロナ禍における交流事業の詳細な実態は掴んでいませんが、一年生や二年生は「おもちゃランドへようこそ」と題して、教室へ幼稚園生を招いて図工や生活科の授業と絡めて一緒に遊んだり、給食体験交流やお迎えして一緒にダンスや運動を楽しむ等の様々な交流が行われています。また、国語の時間の延長線上で小学校五年生が幼稚園や保育園に読み聞かせに行き、プレゼントを人に聞いてもらう繋ぎとしての学習と捉えて交流している場合もあります。このような形で様々な交流が進んでいるところですが、昨年度と比べるとコロナの影響で取組が縮小しているのではないかと危惧しております。

- 照屋委員 今はもうウィズコロナであり、前回話を伺った際には保育園の年長に在籍してそこから小学校に入学してくる児童もかなりいるということだったのですが、家庭で保育できる場合は家庭でみるとコロナの特別保育の期間が緊急事態宣言期間中にありました。そのため現在保育園に登園している年長の子でも保育園に行かず家にいたいという子がかなりいると聞いており、その子ども達が小学校に入学した時につまずかないようにスタートカリキュラムや就学前の交流等を行い、コロナ禍だからこそ丁寧に対応してサポートできたらいいと考えていますので、フォローの仕方等を皆で考えていく取り組んでほしいと思います。
- 義務教育課長 現在幼児教育施設への訪問も進めている中で委員が言われた意見や心配も出てきておりますので、コロナ禍の状況だからこそより連携を深めていく必要があるということについては私達も周知しながら進めていきたいと思います。

報告事項2 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第20号）」に対する意見）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第20号）」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- なし

報告事項3 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」に対する意見）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- なし

報告事項4 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程）について報告を行った。

【質疑等】

- なし

報告事項5 令和3年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験等最終合格者の報告

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、令和3年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験等最終合格者について報告を行った。

【質疑等】

- 山里委員 全体的に相変わらず高倍率で志願者が多いですが、小学校の倍率が少し低くなっているのは今後の課題だと思います。小学校の志願者数を増やすことについてどのように考えているか教えて下さい。
- 学校人事課長 今後も小学校の志願者の減少が続いていくことは好ましくないと考えておりますので、教職を専攻している学生が教職を目指していけるように引き続き関係大学等と協議していきたいと思います。
- 山里委員 小学校教員のやりがいや魅力をもっとアピールする正攻法も必要だと思いますが、最近ではSNSやYouTubeのようなデジタル広報活動が盛んであり、農林水産省の職員が笑いの要素を盛り込んだ公式動画を放送して柔らかいイメージを発信し志願者を増やす取組みも行われています。学校が授業の面白さや子どもとのふれ合いの様子を動画やツイッターでもっと発信していくことは有効な手段だと思いま

すし、当初教員を志望していた大学生が教師の過重労働やいじめや不登校などマイナス面のニュースが多いメディアに触れて志望を変更し、教員にならずに民間に就職する等の話も聞きます。一部には学校の課題もあると思いますが、99%の子ども達は学校が楽しくて行って良かったと感じていますし、教師も教員になって充実感ややりがいを感じている方が圧倒的に多いと思います。しかし、こういったことはニュースになかなか出てこないので自分達で発信する以外なく、可能なものから発信して志願者を増やしてほしいですし、学校の実態をもっと知らせてほしいと思います。もう1点は20ページの合格者の年齢幅についてですが、年長者は養護教諭を除き44から45歳となっており受験者の年齢制限の上限である45歳で合格している方もいます。受験可能年齢が45歳までとなっていることについては、受験倍率も高く採用後のキャリアアップを考えると45歳は一つの区切りであり今後もそれを維持していくという説明が以前ありましたが、46歳以上でも可能であれば受験したいという方もいると思います。大学卒業後に就職し終身雇用で定年まで勤める形態は古くなっていますが、労働の流動性と言われるように再就職してキャリアアップを目指すことや民間から公務員、または公務員から民間に中途採用すること等門戸も広がってきてています。教員のキャリアアップについては検討が必要だと思いますが、このような状況下でそろそろ年齢制限の撤廃を検討してはどうでしょうか。

- 学校人事課長 委員が説明されたとおり、教員になってから研修を受けて資質の向上を図っていくためには採用されてからある程度期間が必要だと考えております。受験年齢の上限については平成23年度に35歳から45歳へ引き上げた経緯があり、現在の受験倍率は全国的に見ても低くはないため、45歳の上限を見直す状況ではないと考えております。
- 山里委員 労働の雇用の考え方としては、平等に個人を扱うということが原則になっています。近年では採用試験の際にも国籍や性別を問わないという流れになっていてエントリーシートを見ても性別の項目がありませんし、これだけジェンダー平等が社会の中で幅広く認容されている状況で、会社が年齢によって採用を制限する方が特例であり、労基法上の原則は年齢制限を設けないということだと思っています。会社の中で将来の管理職としてのキャリアアップをするために年限をかける。例えば課長、次長、部長、社長と段階を踏んで経験を経る必要があるために年齢制限を設ける場合に限定されるのは労基法上も認められていることだと理解しています。しかし、昨今は外部の人材登用もよく行われていて、新採用の社員が課長になるわけではなく課長としての役職者を募集して迎え入れることが一般的になっているグローバル社会の中で、公務員や教員は相変わらず昔のまま若い人を採用してその人を鍛えていく考え方が基準になっています。民間で働いた経験を活用して民間の視点を取り入れた教育を行っていくことはとても有意義だと考えていますし、多様な人材が学校にいることが重要だと思いますので、最初から教員を志望して大学を卒業し教員となった方々の育成も重要ですが、それ以外の新しい風を入れていくことの必要性を踏まえて今後は45歳の年齢制限を撤廃することも検討していただきたいと思います。

- 学校人事課長 委員が指摘されましたように労働法制の中では労働者の採用にあたって年齢に関わりなく均等な機会を与えなければならないという規程が設けられているところですが、一方で長期継続的なキャリア形成を図る観点から若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集採用する場合には、例外として年齢制限することが認められるという規程も設けられております。また民間の経験を活かすということについては教員免許制度の特別免許として技術のある方に免許を与えることもできますので、そのような制度の活用もできるのではないかと考えております。
- 照屋委員 先ほど教員の正規率が 82.3% という説明がありましたが、特別支援学級や通級指導教室が年々増えている中で、担任の先生は臨任が多いという状況について、正規採用を増やして対応するといった採用計画等はありますか。
- 学校人事課長 ここ数年は正規職員を確保するために 300 名を超える教員を継続して採用しているところですが、委員が指摘されたとおり特別支援学級等で正規率がなかなか改善されない状況となっておりますので、引き続き必要な教員の確保に取り組んでいきたいと考えております。
- 照屋委員 現場の特別支援学級によっては綱渡り状態の学校もあり、担任の先生が出産のために産休を取っても臨任を探すことができず、養護教諭の免許を持った先生に代理で対応してもらっているという話も聞きますので、学校現場と連携しながらできるだけ正規職員がいる状況にしてほしいと思います。
- 学校人事課東服務・選考試験班長 全国的な傾向として既卒者の教員採用試験受験者が減少しており、臨任をしながら複数回受験するという方が減っていて、これが臨任のなり手不足に繋がっています。文科省は雇用情勢が好転しているので他の業種に流れているのではないかという見解を示しているところですが、沖縄県の要因として新規採用職員数を上回るペースで特別支援学級の教室数が増加しているために臨任でカバーしている状況にあります。小学校の新採用職員については採用後にきちんとした新採用職員研修プログラムを行っているために小規模校へ配置できないという事情もあり、採用可能な上限数で採用しているので大幅に増やすことは難しいと思いますが、研修のやり方も工夫してできるだけ正規率を上げていきたいと考えております。

報告事項 6 令和 3 年度実施公立学校管理職候補者選考試験最終合格者の報告

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、令和 3 年度実施公立学校管理職候補者選考試験最終合格者について報告を行った。

【質疑等】

- 山里委員 資料の表の中のカッコは女性を示していますが、女性の受験者数と合格者数を見ると合格率が 50% かそれ以上となっていることがわかります。これは男性より

も女性の教員の方が管理職試験を受けようと決心する場合に管理者になってしっかりと学校経営を行いたいという強い気持ちをもって臨んでいるためだと考えられ、女性を取り巻く環境等のいろいろな課題によって男性よりも女性受験者数が少なく合格者数も少なくなっていることは、女性の方がより学校経営に関してしっかりと考えないと管理職試験を受験することまで至っていないことを示していると思います。女性合格者数の倍率で考えると優秀な方が受験して合格していると思いますが、教員全体の男女比を考慮すると女性管理者の数は少ないと考えられますので、まずは女性の受験者数を増やす取組みとして女性管理職の仕事とプライベートが両立できるような条件整備を教育委員会として考えて女性管理職の増加に繋げてほしいと思います。

- 学校人事課長 学校現場の調査結果では管理職になる自信がない等の意見があることが挙げられていますが、そのような不安については管理職である校長等から管理職試験に向けた意識を前向きにする声かけを実施しています。今後も校長会や教育事務所長会等でこのような声かけをしていくように説明していきたいと考えています。
- 藏根委員 女性が管理職の資質に自信がないと言っているのは、家庭の事情を考えてだと思いますが、令和3年度管理職試験で女性は107名受験して51名合格という高い合格率で嬉しく思う一方、2017年から2021年までを見ていると女性の管理職登用率が2割前後で変わらない状況にあります。SDGsのゴールの5番目として設定されているジェンダー平等を実現しようということに対しては世界中が大きく注目していて、玉城知事もこれを大きく取り上げて「女性力」という名称がつく課もあるなど政治面ではよく取り上げられていますが、教育の管理職に関する場合等ではありません。私が男女共同参画事業に参加して著名な先生に話を聞くと、男女平等は憲法の下に認識しているが、ジェンダーの認識が日本では十分でないため家事や介護は女性が担っていくべきという考えがまだ残っており、男女共同参画社会としては十分ではないということでした。2019年に女性の翼で台湾に行ったのですが、教育の分野では小中高大学でジェンダー教育を実施しており大学が教材を研究指導しているので、小さい頃から学校教育の教育課程の中にジェンダー教育を入れ込み意識改革を行う必要性を実感してきました。今の状況であれば来年度の登用率も同じようないくつかなっていくと思われますので、男女関係なく個性が輝く男女共同参画社会を教育の中で突き詰めていく意識改革が必要だと思っています。去年からこの場で同じような質問をしていますが変わっていませんし、教育長は女性の管理職登用を推進するという表現を方針に入れ込むと言っていましたが、それでもまだ不十分であることから考えると、道徳や特別活動の中にジェンダー教育を入れて意識改革を進めしていく必要があると強く思っています。
- 照屋委員 今の女性登用に関連しますが、教頭試験を受ける前の校務分掌の中で教務主任や進路指導主任や生徒指導主任といった主任ポストが割り当てられている女性の割合はどのようにになっているか教えて下さい。主任ポストを経験してステップアップして管理職試験を受験するという流れだと思うのですが、学校現場の校務分掌のあり方も気になっています。

- 県立学校教育課長 県立学校における主任ポストの男女の割合は圧倒的に男性が多いと認識しています。主任になると業務時間が長くなる傾向があり、そこに抵抗を感じる女性が多いのではないかと感じています。
- 義務教育課長 小中についても似たような状況であり、特に小学校については女性教員の占める割合が多いにもかかわらず教務主任、体育主任、生徒指導主任等は男性が担う割合が多いと感じます。ただ以前と比較すると教務主任や生徒指導主任が女性である割合は増えてきていると思いますが、その割合は依然として低い状況であると感じています。
- 照屋委員 県外の公立中学校を視察したとき、初任研の先生を多く配置してもらって年功序列ではなく先生方の力を引き出すために結婚前の若い世代を主任ポストに就けて人材育成をしている学校もありましたので、参考になるかもしれません。
- 学校人事課東服務・選考試験班長 先ほど学校人事課長から女性管理職候補者がいれば声かけをして下さいという話がありましたが、それと同時に主任に関しても女性候補者がいれば声かけをお願いしていく、一定規模の人と業務をマネジメントすることを経験してもらい、管理職試験へ誘導するということも含めて声かけをお願いしているところです。

報告事項7 高等学校における多様な学びの在り方研究モデル校について

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、高等学校における多様な学びの在り方研究モデル校について報告を行った。

【質疑等】

- 小濱委員 とても大事なことです。98%近くが進学している状況であれば、その中には高校の授業についていけない基礎学力が足りない生徒もいると思います。嘉手納高校はキャリアアップコース、石川高校は1年生が習熟度別学習となっていますが、2校の違いと選抜の方法はどのようにになっているのか教えて下さい。
- 県立学校教育課長 石川高校は現状でも基礎学力に課題がある生徒が入学しており、それに対応した教育課程を提供できていますので、今までと同じ募集を行い、それに対応した教育課程を提供するという予定であります。嘉手納高校はキャリアアップコースとして発達障害を含めた様々な困り感をもった学習につまずいている生徒を募集することとしており、両校の募集の違いも含めて検証していきたいと考えております。
- 小濱委員 キャリアアップコースについて発達障害が例示されていましたが、発達障害の子どもは教育に個別性が必要であり、教員が個別に集中して対応していくためマンパワーが必要になりますが、その点はどうなっていますか。

- 県立学校教育課長 資料の概要（2）③に記載しておりますが、嘉手納高校ではそのような生徒に対して通級の指導を導入することとしており、自立活動といった科目を設定し小中学校で主に行われている通級の制度を活用し、高校でもきめ細やかな指導を行う予定となっております。
- 小濱委員 発達障害はかなり大きな問題になっており、高校に進学してもこのような形でしっかりとサポートする態勢を整えるということはとても大事なことだと思いますので、がんばっていただきたいと思います。
- 照屋委員 県立学校教育課長の説明にあった通級指導教室について、自立活動というのは特別支援学級や特別支援学校で行われている授業で、高校の先生方には聞き慣れない授業だと思いますが、専門性の確保はどのように考えていますか。
- 県立学校教育課長 現在も泊高校や八重山商工定時制で通級指導は行われておりますが、実施する際には特別支援学校の免許を持っている高校の教員や特別支援学校の教員を配置する等の対応をしておりますので、今回の通級指導に関しても専門性を担保して対応したいと考えております。
- 藏根委員 去年の知事との話し合いの中でも出ましたが、美咲特別支援学校を視察すると児童生徒で溢れている状況であり、校長先生はボーダーの子ども達がけっこういるのでそのような子ども達は普通学校でもいいのではないかと言っていました。その際にボーダーの子ども達はどちらにも通えるような態勢が好ましいのではないかと考えていたのですが、嘉手納高校と石川高校における学び直しという形で解決できるということでしょうか。
- 県立学校教育課長 県立学校教育課としては現在在学している生徒をしっかりとフォローするという考えが出発点でしたが、特別支援学校にいるボーダーの子ども達に合った指導が高校でできることに加えて本人がそれを希望するのであれば、結果として委員がおっしゃっていたように一人一人のニーズにあった教育課程のあり方になればと考えております。
- 藏根委員 素晴らしい取組みだと思います。
- 山里委員 これからこの取組みの成果が現れて広がりをみせていくことが重要であり、義務教育の中で習得すべき技能や学習は決まっておりますが、高校は義務教育ではありませんので、特色を出して多様な学生に個別に合った授業や指導を行うことが問われているのだと思います。義務教育の学習内容のどこにつまずきがあるのかということについて毎回見直しを行って重点的に学び直しをさせていく分野を設定することが必要であり、生徒の個性を失わせるような授業の詰め込みだとまた負担がかかってしまいます。この生徒はこの分野が得意だがそのためには義務教育のこの分野の理解が足りないということについて濃淡をつけながら一人一人見ていくことにより、その生徒の特性を活かした授業内容にしていくことができるのではないかと思いま

す。大学等でも筆記試験だけではなくAO入試等のいろいろな入試形態がありますし、国立や私立では受験科目が異なっており、国立は全教科必要になるのに対して私立は専門的な技能があれば英語等は基礎的なものでよいということもあります。それぞれの特性に応じた入試形態を選択できるようにしっかり学ぶべき教育課程を個性に応じて選択し、エンジニアになりたいということであれば中学校の理数系分野の理解が足りないので重点的に学び、逆に国語については基礎的な理解でよいというように濃淡をつけて一人一人に合った対応を研究していっていただきたいと思います。

○ 県立学校教育課長 学びが足りない分野を生徒本人が自覚することはとても重要であり、この学校に入ったら必ずこの教科に取り組まなければいけない、ということについては配慮しながら進めていく必要があると思います。嘉手納高校と石川高校に共通してしっかりフォローしたいのは数学であり、小中学校の先生方も認識していると思いますがここでつまずいている生徒が多いのでしっかりフォローし、他の科目では濃淡がありますのでそれぞれのニーズに合った科目配置を研究していきたいと考えております。

(6) 議案審議

なし

(7) その他

特になし

(8) 閉会

金城教育長が閉会を宣言した。